

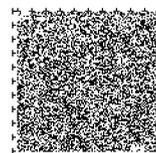
調布市福祉のまちづくり推進計画

令和6（2024）年度 ～ 令和11（2029）年度



令和6（2024）年3月

調布市



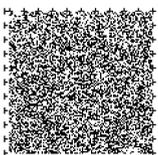
元号・西暦表記について

平成31年度は令和元年度としています。原則、元号表記とし、計画期間である令和6年以降は西暦を併記しています。なお、レイアウトの関係で併記が難しい場合は元号のみの表記としています。

音声コード

計画書の各ページに、「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることで、音声で情報を得ることができます。



はじめに



我が国では、少子高齢化の進行と人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、平成30年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が制定されました。また、令和3年に全面改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、施設や道路の整備や配慮が必要な方への理解促進に関して、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化の推進がより一層求められております。

このような状況を踏まえ、調布市におきましても、すべての人々が障害の有無、国籍、性別等によって分け隔てられることなく、一人一人の個性が尊重され暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、共生社会の充実を目指すこととしております。

この度策定しました「調布市福祉のまちづくり推進計画」では、基本理念に「みんなが安心してともに生きる ところにやさしい 福祉のまちづくり」を掲げ、5つの基本目標を基軸とする保健、医療、住環境、防災、教育等の多分野にわたる98の事業を包括的に盛り込みました。

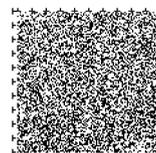
市は、計画を着実に推進し、ユニバーサルデザインの理念に立った施設整備等のハードに関する事業や、互いを認め合い、ともに生きる心のバリアフリー等のソフトに関する事業を一体的に推進し、全ての人々がいきいきと快適に過ごせる豊かで温かいまちの実現を目指して参ります。市民の皆様並びに関係機関の方々におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、調布市民福祉ニーズ調査、パブリック・コメントやグループインタビュー等により御協力いただきました市民の皆様や、調布市地域福祉推進会議委員をはじめとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

調布市長

長友貴樹

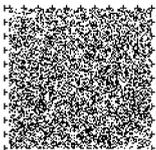


目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 福祉のまちづくりとは.....	2
3 国や東京都の動向.....	4
4 計画の位置付け.....	8
5 計画の期間.....	10
6 計画の策定体制.....	11
7 SDGsの推進.....	12
8 新たな総合福祉センターの整備について.....	13
第2章 福祉のまちづくりの現状と課題エラー! ブックマークが定義されていません。	
1 統計からみる市の状況..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
2 前計画の進捗状況..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
3 市民の意向(調布市民福祉ニーズ調査結果) エラー! ブックマークが定義されていません。	
4 団体等グループインタビューの主な意見エラー! ブックマークが定義されていません。	
5 福祉のまちづくりを取り巻く課題エラー! ブックマークが定義されていません。	
第3章 福祉のまちづくりの基本的方向エラー! ブックマークが定義されていません。	
1 基本理念..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
2 基本目標..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
3 施策体系..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
第4章 施策の展開..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進エラー! ブックマークが定義されていません。	
II 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進エラー! ブックマークが定義されていません。	
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進エラー! ブックマークが定義されていません。	
IV 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進エラー! ブックマークが定義されていません。	
V 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進エラー! ブックマークが	

定義されていません。

- 第5章 計画の推進..... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 1 推進体制..... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 2 周知・普及啓発..... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 3 進行管理..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 資料編..... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 調布市福祉のまちづくり条例..... エラー! ブックマークが定義されていません。



第1章 計画の策定に当たって

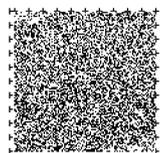
1 計画の目的

市では、平成9年4月1日に施行された調布市福祉のまちづくり条例（以下「本条例」という。）をユニバーサルデザイン（*1）の理念に基づく条例として改正し、平成21年10月1日に施行しました。

本条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いであり、「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である」としています。さらに、「保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮」や「市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営み」が必要であるとしています。

そのため、本計画は、様々な社会情勢の変化、国や東京都の動向、市のまちづくりの状況を踏まえつつ、本条例の理念に基づき、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として、策定するものです。

*1 ユニバーサルデザイン…障害の有無，年齢，性別，人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう，事前に環境等をデザインすること。



2 福祉のまちづくりとは

ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組です。

心のバリアフリー（*2）

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することです。具体的には、高齢者や障害者、認知症の方等への無理解・偏見・差別を無くしていくなどの意識面や、情報提供などのソフト面のバリアフリーとなります。

■心のバリアフリーに向けた場面の例

道や街中で…

自転車を点字ブロックの上には置かないようにする。



何か困った様子の時には声をかける。



駅や電車、建物の中で…

体の不自由な方や妊娠中の人等に気付いたら、席やスペースを譲る。



エレベーターが混雑しているときは必要としている人に譲る。

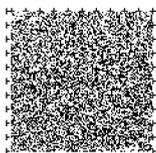


パラハートちょうふ

つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

市では、「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズのもと、さまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実に取り組んでいます。

*2 心のバリアフリー…心のバリアを取り除き、高齢者、障害者等の社会参加に積極的に協力すること。



バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは「障壁を取り除く」ことですが、ユニバーサルデザインは「誰もが利用しやすいようにデザインをしていく」という意味です。福祉のまちづくりの推進においては、どちらも欠かせない取組です。

■バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

施設等で元々階段だった箇所の、「車いすの障害者が登れない」という障壁を取り除くためにスロープを設置



ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

施設をつくる時に、障害者だけではなく、子どもや高齢者、ベビーカー利用者など、様々な人が使いやすいようにスロープを設置



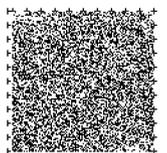
■バリアフリーとユニバーサルデザインの例

バリアフリーの例

- 施設や道路、住宅等の段差をなくしたり、手すりを付けたりするなど、物理的な移動の障壁がない
- 手話通訳者が窓口において、コミュニケーションの障壁がない
- 必要な情報を、点字や音声データなどで提供がされ、情報アクセスの障壁がない

ユニバーサルデザインの例

- 車いすやオストメイトの人、乳幼児連れの人、障害で同伴が必要な人などが利用できる「バリアフリースイレ」
- 誰もが楽に移動できる自動ドアやエレベーター
- 目が不自由な人のほか、シャンプー中に目をつぶっていてもシャンプーとリンスの区別がつけられる突起



3 国や東京都の動向

(1) 国の動向

◆平成17～19年度

平成17年度に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されました。これをもとに、平成18年度に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行、平成19年度には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

◆平成25～28年度

平成25年度には、日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方などが、日常生活及び社会生活を営むに当たり、円滑に移動することができるよう必要な施策を講ずるよう定めた「交通政策基本法」が施行されました。また、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するための「障害者権利条約」が批准されました。

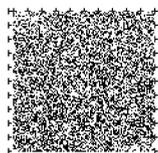
平成28年度には、行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として共生社会を実現するため、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進する「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

◆平成30～令和3年度

平成30年度には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする「ユニバーサル社会実現推進法」が制定されました。

同じく平成30年度にバリアフリー法が改正・施行され、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示されました。

令和2年度には、バリアフリー法が再び改正されるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も改正され、令和3年度から全面施行されました（一部の規定は令和2年度中に施行）。



(2) 東京都の動向

◆平成20～25年度

東京都では、平成20年度に東京都福祉のまちづくり推進協議会において「東京都福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方が示され、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。

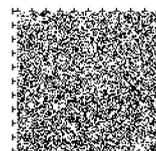
また、平成20年度に策定した「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成21年度～平成25年度）」が終了することを受け、平成25年度に新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年度～平成30年度）」を策定しました。

◆平成30～令和5年度

平成30年度に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、「東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」を策定しました。

そして、令和5年度には、主に以下の視点から次期計画策定の検討が進められました。

目標	誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会
施策の体系	1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進 2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え
目標と推進に当たり留意すべき3つのポイント	(1) 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有 (2) 高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映 (3) 都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進



(3) 調布市の動向

市では、平成9年度の調布市福祉のまちづくり条例の施行以降、国や東京都の動向を踏まえて、主に以下のような取組を進めてきました。

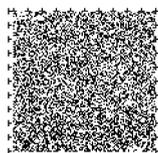
平成9年度	調布市福祉のまちづくり条例（平成9年4月1日施行）
平成21年度	調布市福祉のまちづくり条例改正 （ユニバーサルデザインの理念に基づく改正 平成21年10月1日施行）
平成23年度	調布市福祉のまちづくり推進計画（平成24年度～平成29年度）策定
平成29年度	調布市福祉のまちづくり推進計画（平成30年度～平成35年度）策定
令和4年度	調布市福祉のまちづくり条例施行規則の改正（令和4年4月1日施行） 令和3年3月、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正（トイレ表示の工夫）に準拠し、車椅子利用者用便房の設備や機能、利用対象表示の規則改正。

令和4年度には、令和5年度から令和12（2030）年度まで8年間のまちづくりの方向を示す調布市基本構想と、その基本方針を具現化する基本計画を合わせた「調布市総合計画」を策定しました。この計画では、まちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、8つの基本目標、30の施策の基本方向を示しています。本計画では、この基本方向に沿った取組を進めることとなります。

■本計画に関連する主な基本方向

（基本構想 第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向から抜粋）

基本目標1 安全に安心して住み続けられるために
1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】 <ul style="list-style-type: none">● 市民の尊い生命と大切な財産を守るため、震災や風水害等の自然災害への防災・減災を図り、行政が行う「公助」に加えて、自らの安全は自らが守る「自助」と地域でともに助け合う「共助」による取組を促進し、ソフト・ハードの両面から安全・安心なまちづくりを進めます。● 災害に強い都市基盤の整備や建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の連絡体制や避難行動要配慮者支援等の地域防災体制の充実を図り、防災都市づくりを進めます。
2 みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち【防犯】 <ul style="list-style-type: none">● 市民一人一人が安全で安心して暮らせるよう、地域や関係機関との連携・協力の下、地域での防犯体制を強化するとともに、市民の意識啓発や相談体制の充実を図り、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。



基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために

3 子ども・若者が、様々な活動や交流をとおして、活躍できるまち【子ども・若者】

- 子ども・若者が、互いに尊重し、支え合うことができる環境づくりを進めるとともに、学びや交流等を通じ、一人一人がありのままを認め合えるまちを目指します。
- ヤングケアラー等の支援を必要とする子ども・若者に対する見守りやケアと併せて、適切な関係機関につなげられる環境づくりに取り組みます。

基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

1 みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち【福祉】

- 生きづらさを感じる市民が少しでも生活しやすくなるよう、困難を抱える市民への理解の促進を図ります。
- デジタル技術を活用し、様々な相談・支援に関する情報発信を強化するとともに、市民の情報格差を解消するデジタルデバイド対策を推進します。
- 誰もが分け隔てられることなく安心して暮らせるよう、障害理解の促進と併せて、ユニバーサルデザインを踏まえた視点から、歩行が困難な市民やベビーカーの利用者が利用しやすくなるための施設のバリアフリー化等、ソフト・ハード両面で取り組みます。

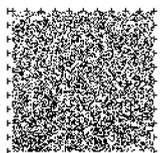
基本目標7 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

1 地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】

- 各地域の特徴や魅力を最大限に生かし、市内外から多くの人が集い、憩い、にぎわいが創出されるまちづくりを進めます。また、京王線の地下化によって創出された調布駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。
- 調布らしいというおいのある魅力的な景観を形成するとともに、誰もが安心して暮らすことができる良質な住環境の整備に取り組みます。

2 誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】

- 都市計画道路や生活道路の整備を進め、地域の特徴に応じた道路ネットワークを形成するとともに、歩行者や自転車利用者が安全・便利に移動できるまちづくりを進めます。
- シェアサイクルやデマンド交通等のデジタル技術を活用した交通サービスに加え、これらのサービスを組み合わせたMaaSの導入促進等、地域の特性を踏まえた公共交通ネットワークの構築による市内の交通利便性の向上を図ります。



4 計画の位置付け

本計画は、本条例の第7条に基づき策定するもので、市における福祉のまちづくり推進に関わる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とします。

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

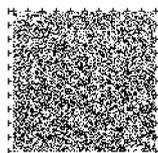
(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

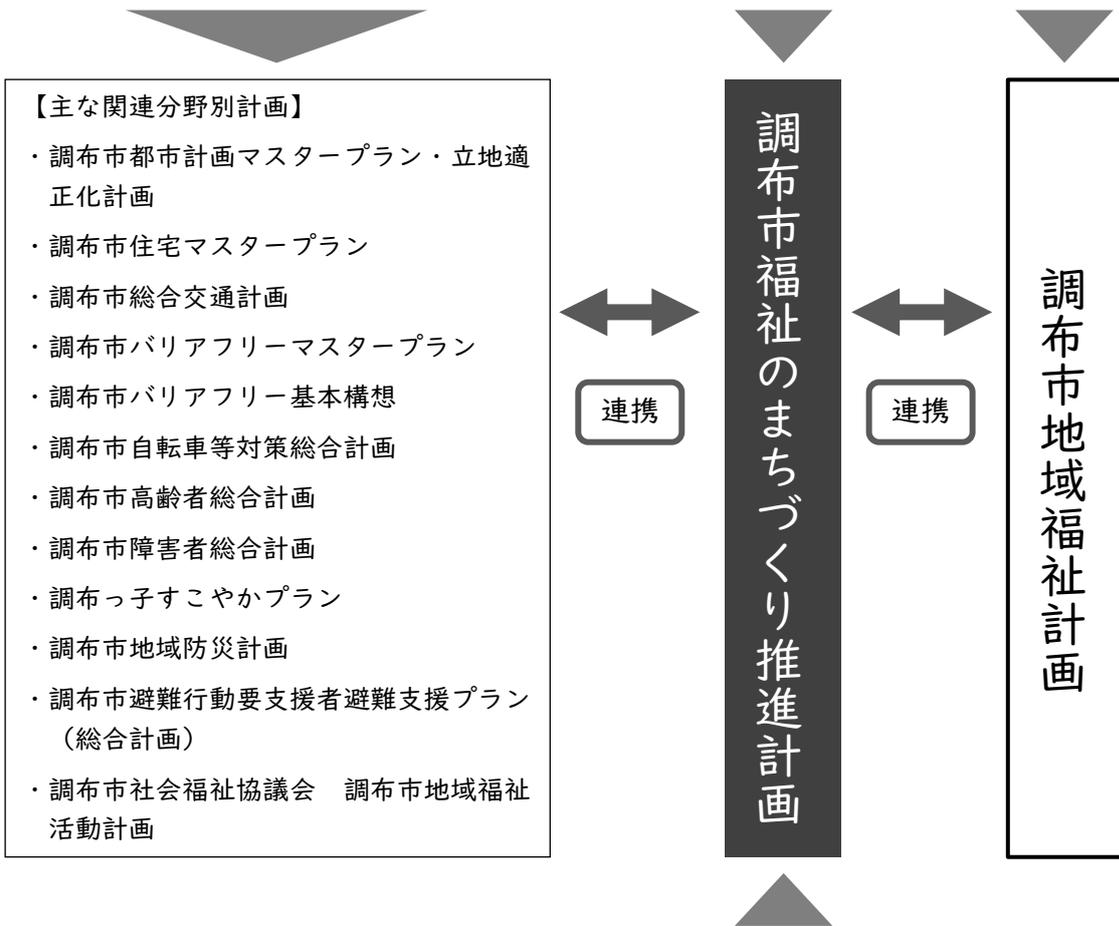
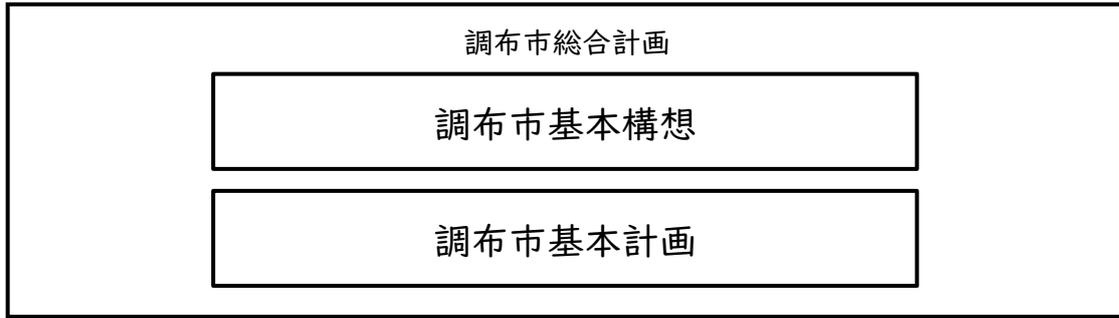
3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

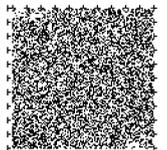
また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけではなく、既存の施設等の改修の際にもできる限り本条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合を図っていきます。





国：バリアフリー法，バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 等
 都：東京都福祉のまちづくり条例，建築物バリアフリー条例 等

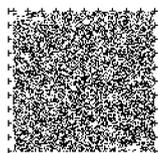


5 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
調布市総合計画							基本構想								
							前期基本計画				後期基本計画				
調布市福祉のまちづくり推進計画							本計画期間								
調布市地域福祉計画							計画期間								
調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画							計画期間 (令和5年度～令和24(2042)年度)								
調布市住宅マスタープラン							計画期間								
調布市総合交通計画		計画期間													
調布市バリアフリーマスタープラン							計画期間								
調布市バリアフリー基本構想							計画期間								
調布市自転車等対策総合計画		計画期間													
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画, 介護保険事業計画)								計画期間							
調布市 障害者 総合計画	調布市障害者計画							計画期間							
	調布市障害福祉計画							計画期間							
	調布市障害児福祉計画							計画期間							
調布っ子すこやかプラン								計画期間							
調布市地域防災計画		計画期間(適宜, 修正)													
調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)		計画期間													
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画								計画期間							



6 計画の策定体制

(1) 調布市福祉のまちづくり連絡会

福祉のまちづくりに関連する事業の所管課で構成される調布市福祉のまちづくり連絡会において、計画の検討を行いました。

(2) 調布市地域福祉推進会議

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を、市民参加により推進するために設置された調布市地域福祉推進会議において、本計画に関する進捗や計画（案）等について、適時に報告し、意見を伺いました。

(3) アンケート調査の実施（令和4年度調布市民福祉ニーズ調査として実施）

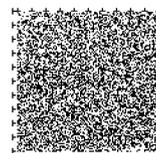
市内在住の市民（18歳以上）、高齢者（65歳以上）、障害のある方・障害児の保護者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

(4) グループインタビュー

本計画の参考資料とするため、障害者団体等へのグループインタビューを実施しました。

(5) パブリック・コメントの実施

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施しました。



7 SDGsの推進

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

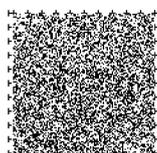
「誰一人取り残さない」ことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの間に達成すべき17のゴール（目標）が定められました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



日本では、平成28（2016）年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につながるまちづくりを進めています。この計画においても、調布市基本計画で定めたSDGsの目標を念頭に取り組んでいきます。



8 新たな総合福祉センターの整備について

市は、総合福祉センターの施設の経年劣化や機能の改善等の課題を踏まえて、現在、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めています。

新たな総合福祉センターの整備に当たっては、調布市地域福祉計画・調布市高齢者総合計画・調布市障害者総合計画の「福祉3計画」及び調布市福祉のまちづくり推進計画との整合を図りながら、各計画の将来像や基本理念の具現化を目指します。

また、各計画の視点等を踏まえて、多世代・多様な主体が、あらゆる分野を超えて、認め合い、支え合い、共に生きることができるまちづくりの中心的な施設となるよう取組を推進します。併せて、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの多様な利用者をはじめ、誰もが利用しやすい施設となるよう、周辺のまちづくりを含めた、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設整備に向けた取組を推進します。

このように、各計画と相互に連携を図りながら、新たな総合福祉センターは、その基本理念に掲げた「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となるよう、取組を進めます。

